

特別景観保全地区における景観計画 (大山地区)

平成19年9月

山形県大江町

第1 大山地区の指定理由

大山地区は、市街地から緑を眺望できる里山であり、山地及び山際の開発を規制し、豊かな緑を保全すべき地区であるため、特別景観保全地区として指定する。

第2 大山地区の区域

大山地区の区域は、主に大山山頂から半径500メートルの範囲で別図に示すとおりとする。

第3 大山地区における良好な景観の形成に関する方針

大山地区における良好な景観の形成に関する方針は、大江町景観計画に掲げる景観形成の基本方針、田園地域の景観形成方針及び公共施設の整備に関する景観形成方針を前提とし、次のとおりとする。

本地区は、市街地南方の背景として市街地景観にうるおいを与えており、公園内ではヒメサユリなどの貴重な植物が植栽されている。

こうした豊かな自然を保全するため、公園施設の整備に際しては周辺の環境との調和に十分配慮するとともに、山際の開発や屋外広告物の設置を抑制することにより、地区全体の自然景観の保全を図るものとする。

第4 大山地区の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

大山地区における建築等その他の行為についての制限（以下「景観保全基準」という。）は、大江町景観計画に掲げる田園地域及び山里地域の景観形成基準に加え、次のとおりとする。

なお、土地の形質の変更等その他の行為が大山地区を含む場合は、当該景観保全基準を適用するものとする。

区 分		景観保全基準
土地の 形質の 変更	形状	・ 樹木の伐採を伴う土地の形状変更は避ける。
	性質	・ 樹木や植物の育成と保存に努める。